みどり市土地利用計画・立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

　令和５年　５月２２日

みどり市長　須藤 昭男

１．業務概要

（１） 業務名

　　　 みどり市土地利用計画・立地適正化計画策定業務

（２） 業務内容

　　　 別紙「みどり市土地利用計画・立地適正化計画策定業務仕様書」のとおり。

（３） 履行期間

　　　 契約締結日の翌日から令和７年　３月２１日まで

　　 ※本業務は２か年の契約となり、令和６年度予算については債務負担行為で支出する。

２．参加資格要件

　　本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当していないこと。

（２） みどり市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（３） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等の規定に基づき、更生又は再生手続きをしていないこと。

（４） プロポーザル実施公表の日から受託候補者の特定の日まで、本市が定める入札参加資格停止の措置を受けていないこと。

（５） みどり市暴力団排除条例（平成２４年みどり市条例第１２号）第２条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。

（６） 建設コンサルタント「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

（７） 過去１０年間（平成２５年度から令和４年度まで）に、官公庁により発注された「市区町村都市計画マスタープラン又は立地適正化計画、かつ土地利用計画(用途地域、地区計画、特定用途制限地区)の策定（改定を含む。）」の実績を有すること。

（８） 配置予定技術者は、次の要件を満たすものであること。

　　ア 管理技術者は、技術士またはＲＣＣＭの有資格者とし、専門分野を「都市計画及び地方計画」とする。

　　イ 管理技術者は、過去１０年間（平成２５年度から令和４年度まで）に、官公庁により発注された「市区町村都市計画マスタープラン又は立地適正化計画、若しくは土地利用計画(用途地域、地区計画、特定用途制限地区)の策定（改定を含む。）」の実績を有するものとする。

　　ウ 照査技術者は、管理技術者と同等程度以上のものとする。

（９） 法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。

（10） その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

３．手続き

　　みどり市土地利用計画・立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

　　なお、実施要領、仕様書等各種様式は、みどり市ホームページ上で公開する。

４．事務局

（１） 所在地

群馬県みどり市大間々町大間々１５１１（みどり市役所　大間々庁舎）

（２）担当窓口

みどり市都市建設部都市計画課 電子メールtoshikeikaku@city.midori.gunma.jp

　　 　　　　　　　　　　　　　　　 　電話番号　０２７７－７６－１９０３（直通）